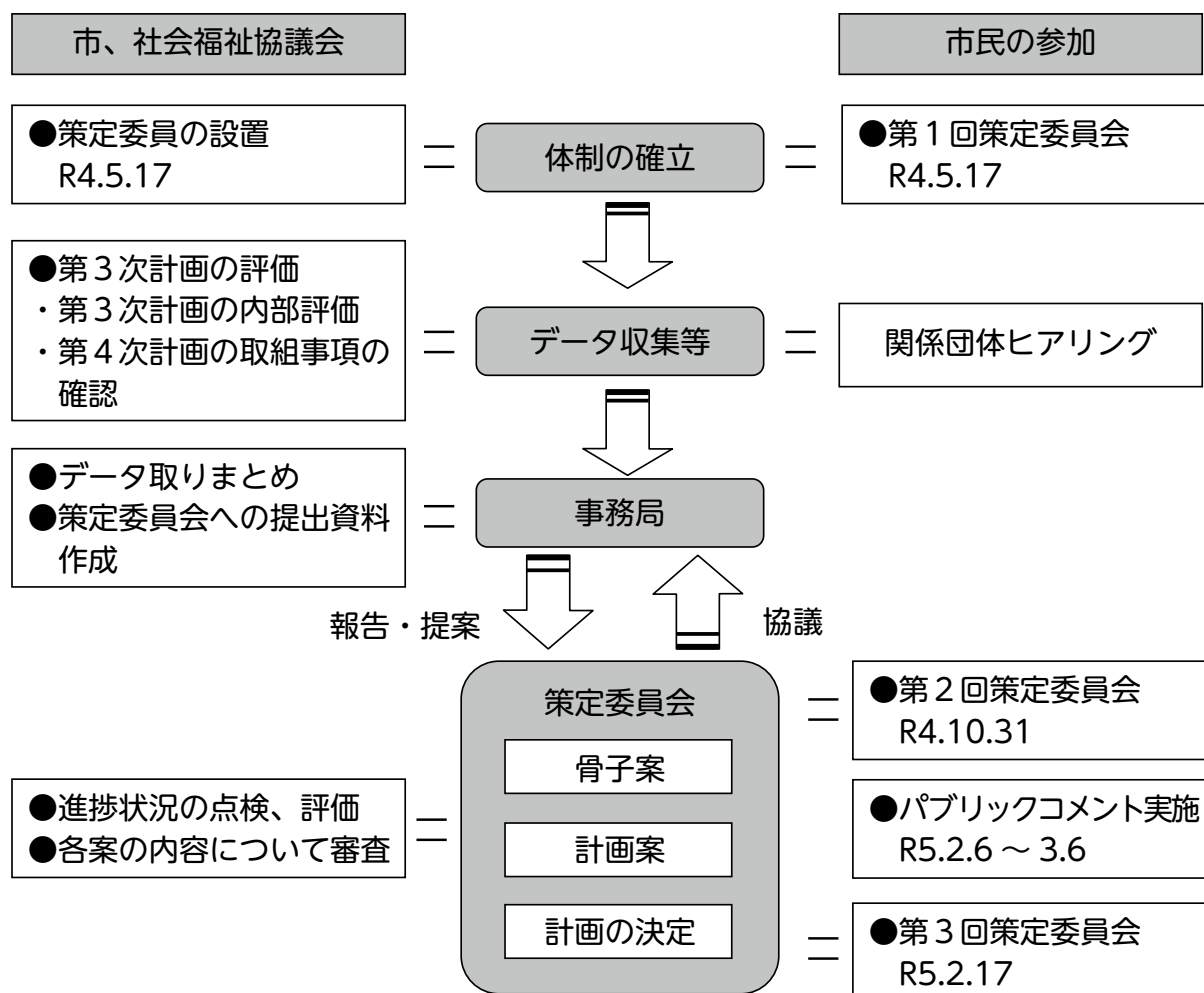


【 資 料 編 】



1 策定の流れと経過



年月日	概要
令和4年5月17日	第1回策定委員会 ・計画策定の方針
令和4年10月31日	第2回策定委員会 ・第3次計画の評価の報告 ・第3次計画の方向性・施策の体系の確認
令和5年2月6日 ～ 令和5年3月6日	パブリックコメント ・対象：市内在住・在勤・在学の人、市に納税義務を有する人、パブリックコメントに係る事業に関し利害関係を有する人 ・閲覧場所：市ホームページ、社会福祉課
令和5年2月17日	第3回策定委員会 ・パブリックコメントの実施について ・計画案の承認

2 策定体制

(1) 策定体制

(1) 山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

学識経験者や福祉に携わる関係機関の代表者等で組織し、計画の原案や重要事項等を審議しました。

(2) 山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画作業部会

行政・社会福祉協議会の関係職員で組織し、計画の原案作成や重要事項等の審議を行いました。

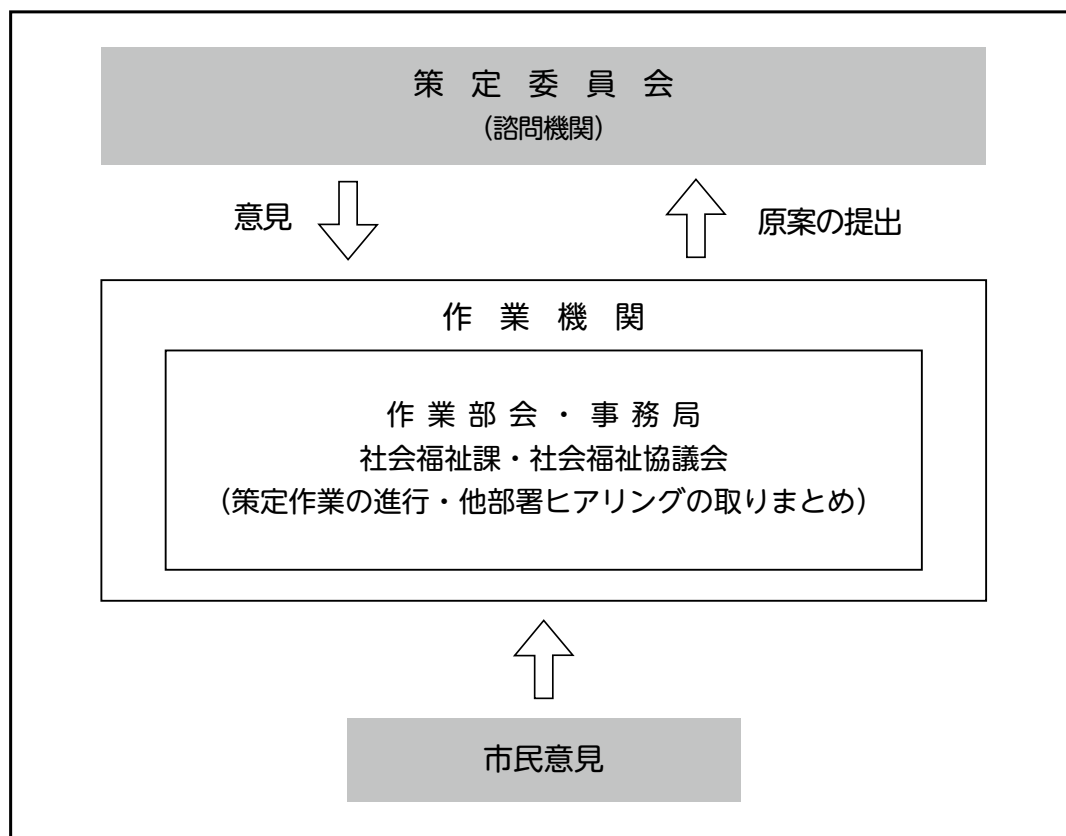
(3) 関係団体ヒアリングの実施

計画の策定にあたり、山武市内13の地区社会福祉協議会や福祉に携わる関係団体にヒアリングを行い、各地区の現状・目標や地域住民の意見等を計画策定の基礎資料としました。

(4) パブリックコメントの実施

令和5年2月6日～3月6日実施 ※意見0件

策定体制図



(2) 策定委員会設置要綱

山武市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定により、山武市における地域福祉を計画的、効果的に推進するため山武市地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）を策定することを目的として、山武市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 福祉計画の策定に係る協議及び連絡調整に関すること。
- (2) 福祉計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (3) その他福祉計画策定に必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 福祉及び保健団体関係者
- (3) 地域団体関係者
- (4) 住民の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了する日までとする。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、委員会の中に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、委員会から付託された事項について調査、研究し、その成果を委員会に報告するものとする。
- 3 作業部会は、市役所内の関係職員をもって構成する。
- 4 作業部会を統括するため部会長を置き、部会長は部会員の互選により選出する。
- 5 部会長は、作業部会の会務を総理し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

社会福祉法人山武市社会福祉協議会
地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 山武市における地域福祉を計画的、効果的に推進するため社会福祉法人山武市社会福祉協議会（以下「本会」という。）地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定することを目的として山武市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 活動計画の策定に係る協議及び連絡調整に関すること。
- (2) 活動計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (3) その他活動計画策定に必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、15人以内とする。

2 委員は次に掲げる者のうちから本会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 福祉及び保健団体関係者
- (3) 地域団体関係者
- (4) 住民の代表者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他本会会長が必要と認めた者

3 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が完了する日までとする。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を統括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が召集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、委員会の中に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、委員会から付託された事項について調査、研究し、その成果を委員会に報告するものとする。
- 3 作業部会は、本会の関係職員をもって構成する。
- 4 作業部会を統括するため部会長を置き、部会長は部会員の互選により選出する。
- 5 部会長は、作業部会の会務を総理し、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年3月19日から施行する。
- 2 第1回委員会の会議の招集は、第5条第1項の規程にかかわらず、本会会長が行う。

(3) 策定委員名簿

No.	委嘱区分	役職	氏名	職業・団体役職名
1	学識経験のある者		石川 和久	山武市議会の議員 文教厚生常任委員会委員長
2	学識経験のある者	委員長	若林 良光	社会福祉法人緑海会 理事長
3	学識経験のある者		土屋 淳子	山武市小中学校校長会 会長
4	福祉及び保健団体関係者		川島 勝喜	山武市社会福祉協議会 事務局長
5	福祉及び保健団体関係者		R4.11.30 まで 善塔 雄 ----- R4.12.22 から 布留川 芳子	山武市民生委員児童委員協議会 会長
6	福祉及び保健団体関係者		吉井 稔	中核地域生活支援センター さんネット センター長
7	福祉及び保健団体関係者		若杉 真紀	山武市手をつなぐ親の会 会長
8	地域団体関係者		国分 明子	山武西まちづくり協議会 副会長
9	地域団体関係者		矢光 素子	山武市赤十字奉仕団 委員長
10	地域団体関係者		井野 敬一	山武市ゴールドクラブ連合会 会長
11	地域団体関係者		金子 謙吉	山武市地区社会福祉協議会連絡会 代表
12	住民の代表者		伊藤 嘉一	市民代表
13	住民の代表者	副委員長	秋葉 千恵子	市民代表
14	住民の代表者		太田 光江	市民代表
15	関係行政機関の職員		竹宮 哲哉	保健福祉部長

(任期＝当該所管事務が終了するまで)



第4次 山武市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

発行日：2023年（令和5年）3月

編集・発行：山武市保健福祉部社会福祉課

〒289-1392

山武市殿台296番地

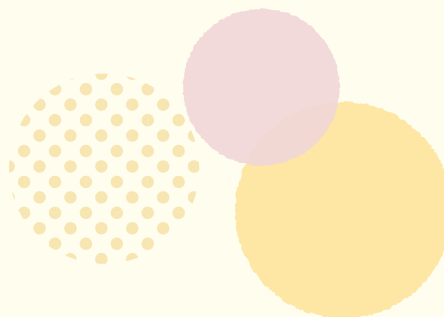
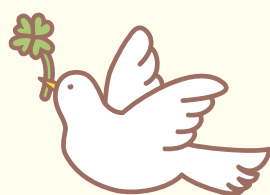
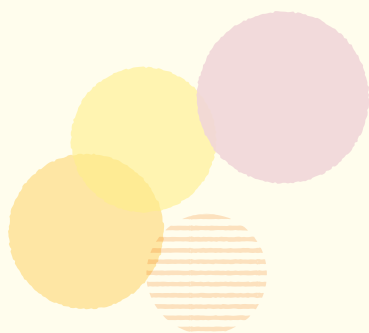
TEL 0475-80-2612

社会福祉法人 山武市社会福祉協議会

〒289-1306

山武市白幡1627番地

TEL 0475-82-7102

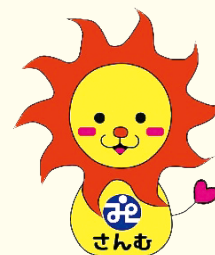


山 武 市



山武市マスコットキャラクター
SUN ムシくん

第4次山武市地域福祉計画・地域福祉活動計画
～だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり～
2023年（令和5年）3月



山武市社会福祉協議会
イメージキャラクター
さんむくん